

平成 30 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第 88 号	議案名	琴浦町臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について			
目的	町立保育園、こども園を幼保連携型認定こども園に移行するために必要な保育教諭の確保のため、賃金の上乗せ等、所要の改正を行うもの。					
内容	<p>1 幼保連携型認定こども園への移行について</p> <p>琴浦町の子育て施策の総合的な計画「琴浦町すくすくプラン」では、平成 31 年度に、町立保育園を幼保連携型認定こども園に移行し、その後、現在の認定こども園を保育所型から幼保連携型へと類型変更することとしています。</p> <p>この幼保連携型認定こども園では、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を有する保育教諭の配置が必要とされています。</p> <p>現在、正規職員だけで全ての園を幼保連携型認定こども園に移行するために必要な保育教諭の確保は難しいため、臨時的任用職員の保育教諭の確保が急務となっています。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 有資格者の臨時職員に保育教諭を追加</p> <p>幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を有する者を「保育教諭」と位置付け、その月額賃金(171,300 円)を新設。</p> <p>(2) 加算額について</p> <p>加算額算出に係る任用経験年数について、保育教諭も対象とするもの。</p>					
補足事項	<p>1 施行予定日</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日</p> <p>2 準備行為</p> <p>条例を施行するために必要な準備行為は施行日前に行うことができる。</p>					